

●香川県告示第120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年4月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年3月29日
- 3 指定道路の位置 善通寺市下吉田町字九頭神69番1の一部、69番2の一部、69番3
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.02メートル
延長 25.46メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。